

○国土交通省令第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令（令和元年政令第号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（旅行業法施行規則の一部改正）

第十五条 旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(心身の故障により旅行業又は旅行業者代理業を適正に遂行することができない者)</p> <p>第二条の二 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により旅行業又は旅行業者代理業を適正に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出)</p> <p>第四十条の二 旅行業者代理業者(個人にあつては、その法定代理人若しくは同居の親族を含む。)は、当該旅行業者代理業者(法人にあつては、その役員)が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、登録行政庁(旅行業者代理業者が現に登録を受けている行政庁をいう。)に届け出なければならない。この場合においては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。</p> <p>(新規登録の添付書類)</p> <p>第四十三条 法第二十四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第八号並びに法第二十六条第一項第三号から第五号までのいずれにも該当しないことを証する書類</p> <p>二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新規登録の添付書類)</p> <p>第四十三条 法第二十四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号から第八号まで並びに法第二十六条第一項第二号のいずれにも該当しないことを証する書類</p> <p>二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類</p>

イ・ロ (略)

ハ 法第六条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに法第二十六条第一項第二号、第三号及び第五号のいずれにも該当しないことを証する書類

2 (略)

(心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者)

第四十四条の二 法第二十六条第一項第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により旅行サービス手配業を適正に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出)

第五十五条の二 旅行サービス手配業者（個人にあつては、その法定代理人若しくは同居の親族を含む。）は、当該旅行サービス手配業者（法人にあつては、その役員）が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合においては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(旅行業協会の指定の申請)

第五十七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 一六 (略)

七 法第四十一条第一項第四号から第六号までに掲げる要件を備えて

イ・ロ (略)

ハ 法第六条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに法第二十六条第一項第二号のいずれにも該当しないことを証する書類

2 (略)

(新設)

(新設)

(旅行業協会の指定の申請)

第五十七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 一六 (略)

七 法第四十一条第一項第四号及び第五号に掲げる要件を備えている

いることを証する書類

(心身の故障により法第四十二条各号に掲げる業務を適正に行うことができない者)

第五十七条の二 法第四十一条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により法第四十二条各号に掲げる業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

ことを証する書類

(新設)